

安全で質の高い医療を提供できる医療職場の 人事・賃金制度の実現を求める申し入れ 第1回① **申11号**

本日、申11号「安全で質の高い医療を提供できる医療職場の人事・賃金制度の実現を求める申し入れ」の第1回交渉を行いました。既に鉄道部門の交渉は対立で終了していますが、医療部門についても組合案の実現に向け、会社と議論を進めていきます。本日は、第1項～第5項と第7項、第23項・第24項を議論しました。

【第1項】安全を基礎に技術力が確実に継承できる体制を確立し、本来業務に集中できる人事・賃金制度を実現すること。（交渉のポイントP1参照）

組合

鉄道の時と同様だが、なぜ回答に“安全”の言葉が無いのか。

会社

安全はトッププライオリティだ。その上で質の高い医療を提供する。

またしても“安全”が書かれないのはどういうことか！

医療職場における本来業務とは？専門能力を高める研修・学会参加の位置づけは？

医療では安全かつ高度な医療サービスが必要。全員が有資格者であり、専門的知識・技術を高めたい。

仕事の中での様々な取り組みは担当業務であることを確認！

【第7項】提案資料にあるS等級を廃止すること。（交渉のポイントP2参照）

組合

S等級はポスト管理か？片手間で人材育成はできない。要員は増えるのか？

会社

ポスト管理ではない。相応しい人がいれば処遇する。S等級のような人が出てくるのが望ましい。

S等級は不要だ！組合案で十分技術継承できる！

【第23項】技能手当の支給額を【別紙6】の内容に改めること。

【第24項】医療認定資格を持ち専門的な業務に従事する社員に対して、医療専任手当を新設し5,000円を支給すること。（交渉のポイントP2・3参照）

組合

どの手当も業務内容や業務量に対し対価が低い！

会社

見直して生涯賃金が上がる。福利厚生もあり環境は良い。増額する考えはない。

認定資格について、取得過程や業務体制について適正な評価がされていない！

意欲に答える体制はつくってきた。人事評価で見ている。**人材流出につながる恐れを認識すべき！**

その2に続く